処　分　基　準

平成15年12月１日作成

法　　令　　名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根　拠　条　項：第19条第１項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の２第１項
処 分 の 概 要：自動車の使用制限命令
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第４条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の７（自動車の使用の制限の基準）
処　分　基　準：使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：交通部運転免許センター執行係（電話025-256-1212 内線281）
備　　考：

別添　処分量定の基準

前歴	累積点数 / 車種	２点又は３点	４点又は５点	６点から８点	９点以上
なし	大型車等			３０日	４５日
	普通車			２０日	３０日
	二輪車等			１０日	１５日
一回	大型車等		３０日	４５日	６０日
	普通車		２０日	３０日	４０日
	二輪車等		１０日	１５日	２０日
二回	大型車等	３０日	４５日	６０日	７５日
	普通車	２０日	３０日	４０日	５０日
	二輪車等	１０日	１５日	２０日	２５日
三回以上	大型車等	４５日	６０日	７５日	９０日
	普通車	３０日	４０日	５０日	６０日
	二輪車等	１５日	２０日	２５日	３０日

注：１　「大型車等」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。
　：２　「普通車」とは、普通自動車をいう。
　：３　「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。